

◎建設業法違反の下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社広田建創
業者の住所：福岡県筑紫野市武蔵3-2-26
- 指名停止措置期間：令和4年1月17日～令和4年4月16日
(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、株式会社広田建創が、令和2年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請において虚偽の貸借対照表を添付し、令和2年10月15日に当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加申請を行った。また、同社は、春日市発注の春日市市庁舎防水外壁改修工事並びに福岡市発注の総合西市民プール外壁改修その他工事及び総合図書館外壁改修工事において、2次下請との間で交わされたとする内容虚偽の注文請書を作成し、それぞれ元請へ提出した。
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年12月3日に福岡県知事より52日間の営業停止処分を受けたものである。
- 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社広田建創が福岡県知事より営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 伊東 裕倫（内線 2511）
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）